

知事等の退職手当に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

知事等の退職手当に関する条例（昭和31年9月28日条例第54号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
<p><u>（退職手当の額）</u></p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の70</p> <p>(2) 副知事 100分の50</p> <p>(3) 出納長 100分の40</p> <p>2 前項の在職月数は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）とする。</p>	<p><u>（退職手当の額）</u></p> <p>第3条 知事等の退職手当の額は、それらの者の職責及び退職の日における給料並びにその職にあつた期間等を考慮して、その都度予算で定める額とする。</p>

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p><u>（退職手当）</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、100分の40を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（その月数が48月を超える場合は、48月）とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、教育長の退職手当については、一般職の職員の例による。</p>	<p><u>（退職手当）</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料及びその職にあつた期間等を考慮して、その都度予算で定める額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、教育長の退職手当については、一般職の職員の例による。</p>